資料別紙2

企画提案型搬出間伐等促進事業の実施フロー

長野県林業公社造林地・育林地
～自社(組合)の経営計画団地に隣接した公社団地がある～
～林道沿いに搬出間伐に適した公社団地がある～
～公社団地から間伐材を生産したい～

①　搬出間伐を企画提案したい公社団地が募集公告されている

No → （様式5）要望書を提出して林業公社と協議（次年度要望の場合は9月末迄に）

協議が整えば、企画提案型搬出間伐を公募する団地として登録

（募集公告団地は、公社の予算編成状況や要望書に基づき更新して公表）

YES

②　事業に関する質問・資料等の請求（別紙様式1）　【随時】

③　参加申込書の提出※1（別紙様式2）

※1　当年度中に事業を実施したい場合は　→5月下旬
　　次年度に事業を実施したい場合 は　→11月下旬まで
【原則として、次年度の参加申込書は「11月下旬」までに提出してください】

（林業公社：申込書の内容を確認して受理）

④　参加申込書受理通知が手元に届いたら～
企画提案書（別紙様式3）の作成を開始！

企画提案型搬出間伐等促進事業の詳細・様式はこちら

⑤　現地調査の実施
（必要に応じて公社職員が同行します！）

・現況調査、標準地調査、間伐率や間伐方法の決定
・路網開設を含む作業システムの決定
・施業地並びに路網の測量
・生産事業費の算出、販売実施計画の作成、収支計画の作成
・写真撮影、図面・必要資料の作成　　等

（施業適地）

（施業不適地）

（別紙様式4）辞退届を提出

⑥　企画提案書（別紙様式3）の作成・提出
（事業着手予定の1ヶ月前まで（制限林の場合は更に早めに提出））

（複数事業体から同時に同一団地への参加申込書が提出された場合には、企画提案書の提出期限等を別途指定することがあります）

公社では提出された企画提案書を評価・審査し、最も評価の高い企画提案者（1者の場合は、公社が定める基準を上回る者）を契約候補者として決定

⑦　契約候補者通知が届いたら～
企画提案書の内容に沿った見積書を提出

⑧　公社造林事業請負契約　と　社営林林産物売買契約
を締結して事業着手（工期は4月1日以降～11月末まで）

⑨　工期内（11月末まで）に事業完了